

■京都府府営住宅等指定管理者募集に係る質問及び回答

	質 問	回 答		
No. 1	今回の指定管理料参考見積額2,438,170千円は、前回と比べると約13%増加していますが、実際の令和2年度から7年度の最低賃金の増加率は23.4%、建設工事デフレーター [※] の建築補修における令和2年度から令和6年度の増加率は約20%であり、これらを反映した指定管理料にはなっていないと思われます。指定管理料参考見積額の積算内訳を御教示ください。	参考見積額については、過去の実績に物価・人件費の上昇を加味し、積算しております。 参考見積額の積算内訳は表のとおりです。	人件費	約16%
			保守点検費	約20%
			修繕費	約59%
			その他物件費	約5%
No. 2	令和8年度以降の物価及び賃金上昇分として指定管理料参考見積額に見込んでいる金額を御教示ください。	今後の物価変動について、参考見積額には反映しておりません。 物価変動を見込まれる場合は、申請者の判断で提案額に反映させていただきます。		
No. 3	募集要項P4 ⑮の「小規模事業用電気工作物の保守管理等業務」の委託料として指定管理料参考見積額に見込んでいる金額を御教示ください。	日常点検は、施設管理に係る人件費に含みます。 定期点検は、5万円（税抜き）見込んでいます。		
No. 4	募集要項P6 「令和8年度以降に供用を開始する予定の昇降機保守点検費」として指定管理料参考見積額に見込んでいる金額を御教示ください。	設置年度の翌年度から供用を開始する予定として積算しております。 ※八幡男山団地のみ令和8年度7月供用開始として積算 令和8年度：3,414千円、令和9年度：4,487千円、 令和10年度：4,487千円、令和11年度：4,487千円、 令和12年度：5,541千円 なお、設置時期が前後した場合は、協議の上、精算することといたします。		
No. 5	募集要項P9 (5) ⑤の「確定申告書（写）税務署受付印があるもの（直近3期分）」について、国税庁では令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととされているため、税務署受付印がなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。		
No. 6	仕様書P2 6(4)「執行場所及び住宅への巡回（定期的でなくてもよい）により、現金による家賃の収納ができること。」について、事故防止のため、現金での収納に代えてコンビニ等で支払いできる納付書を発行することで対応してよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、入居者が現金による収納を希望された場合、現金での収納にてご対応いただく必要があります。		
No. 7	仕様書P4 1③の「過去の募集倍率」及び「1倍以上の団地」の定義を御教示ください。	「過去の募集倍率」：前回の指定管理期間（令和3年度～令和7年度）内の募集における倍率 「1倍以上の団地」：過去の募集倍率において1倍以上の団地		

No. 8	仕様書 P11 ウの「指定管理者以外が実施した修繕住戸で不具合が発生した際は、対応を行うこと」について、瑕疵保証期間中は原則として、指定管理者以外が対応すべきものと考えますが、いかがでしょうか。	初動の現地確認を指定管理者で行っていただき、その後の修繕等については必要に応じ協議を行い、対応方法を決定するという趣旨で記載しております。
No. 9	仕様書 P16 (5)の「小修繕で対応できない理由等」について、計画修繕は小修繕対応の如何に関わらず施設の長寿命化や修繕費節減を図るため計画的に実施する修繕と考えますので、小修繕で対応できない理由は不要ではないでしょうか。	小（緊急）修繕対応の内容ではないことを明確にするために必要です。給水ポンプ取替や棟ごとにまとめて行う火災報知器取替のように計画修繕であることが明確な場合については不要です。
No. 10	リスク分担表で「物価、金利の変動」は指定管理者の負担となっていますが、総務省からの令和6年4月の通知「指定管理者制度等の運用の留意事項について」において、指定管理者制度及び民間委託に係る課題への対応の事例として、年度毎の実施協定書締結による指定管理料の変更や、賃金スライド条項が紹介され、「これらも参考に適切に対応するよう」要請されていますが、京都府と指定管理者の協議事項への見直しや、スライド条項の適用をしていただけますでしょうか。	京都府の指定管理者制度においては、府営住宅に限らず、「物価、金利の変動」は指定管理者負担としていますので、協議事項の見直しはできません。このため、物価変動を見込まれる場合は、申請者の判断で提案額に反映させてください。
No. 11	見直しが予定されている京都府の公契約大綱において「市場における労務及び資材等の取引価格に変動が生じた場合は、スライド条項に基づき、適切に請負代金の変更を行う」ことが明記されています。また、公契約の相手方にも、下請負人に対して適正な請負代金での契約が求められており、その際には、所要の指定管理料が確保されないと対応は困難です。公契約大綱は、府が締結する契約を対象に、発注者として主体的に取り組む内容を示したものと記載されていますが、指定管理者制度には適用されないのをお考えでしょうか。	指定管理者制度は行政処分の1つであり、通常の契約とは性質が異なる部分があるため、契約を前提としている公契約大綱の全ての内容が適用されるものではないと認識しております。 スライド条項については、No. 10の回答をご覧ください。
No. 12	【募集要項1 ページ 1 (2)】 「団地自治会等が入居者から共益費を徴収する…」とありますが、この自治会等の「等」をご教示ください。	団地自治会のない団地は、入居者（管理人等）が共益費を徴収することが想定されます。また、指定管理者の自主事業で、指定管理者が共益費を代理徴収することも想定されます。
No. 13	【募集要項3 ページ 3 (1) ①】 年6回の募集について、6月、7月、10月、11月、2月、3月の鍵引き渡しの時期をご教示ください。 また、応募の受付方法のうち、貴府が一時受付する電子申請については、定期募集のみで応募がなかった住戸の再募集においては、実施していないという理解でよろしいでしょうか。	直近の鍵渡し時期については、以下のとおりです。 6月募集：8月下旬 7月募集：9月下旬 10月募集：12月下旬 11月募集：1月下旬 2月募集：4月下旬 3月募集：5月下旬 電子申請については、現在は再募集についても本府で実施しております。
No. 14	【募集要項3 ページ 3 (1) ⑤】 直近の家賃及び駐車場使用料における口座振替の件数・利用率をご教示ください。	家賃 件数：年間約34,000件 利用率76.1%（R7.9末時点） 駐車場使用料 件数：年間11,999件（R6年度） 利用率：72.1%（R7.9末時点）
No. 15	【募集要項4 ページ 3 (1) ⑩】 管理委託区画数見合いの委託料：8,124,000円は消費税等抜き金額でしょうか。	消費税込みの金額となります。

No. 16	【募集要項 5 ページ 3 (1) ⑱】 集会所の管理を基本的に自治会に委託するとありますが、委託するにあたり委託費を支払う必要がありますでしょうか。ある場合は直近 4 ヶ年の委託費の実績をご教示ください。	条例上、共同施設は入居者に保管義務があることを踏まえ、集会所については鍵の管理等を自治会に委ねるという趣旨であり、費用は発生していません。
No. 17	【募集要項 5 ページ 3 (1) ⑲】 効果的な管理に関する提案を策定するにあたり、以下のデータが必要となりますので、ご教示ください。 1. 入居世帯数 ・障がい者世帯 ・65歳以上の単身高齢者世帯 ・65歳以上の高齢者のみ世帯 ・70歳以上の単身高齢者世帯 ・70歳以上の高齢者のみ世帯 ・75歳以上の単身高齢者世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・子育て世帯 ・外国籍の世帯（国籍別 ※提案内容に関係するため） 2. 上記 1 について、団地ごとのデータ 3. 世帯人員別、世帯数割合（1人世帯〇%、2人世帯〇%、3人世帯〇%・・・） 4. 各団地の自治会加入率	1. 入居世帯数 ・障がい者世帯：534世帯 ・65歳以上の単身高齢者世帯：1,172世帯 ・65歳以上の高齢者のみ世帯：1,757世帯 ・70歳以上の単身高齢者世帯：1,037世帯 ・70歳以上の高齢者のみ世帯：1,517世帯 ・75歳以上の単身高齢者世帯：828世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯：1,145世帯 ・子育て世帯：467世帯（18歳以下がいる世帯） ・外国籍の世帯（国籍別）：把握しておりません。 2. 団地ごとのデータ 個人情報保護の観点から回答を差し控させていただきます。 3. 世帯人員別、世帯割合 単身世帯：40.9%、2人世帯：36.7%、3人世帯：14.0%、4人世帯：5.1% 5人世帯：2.2%、6人以上世帯：1.0% 平均世帯人数：1.95人 4. 各団地の自治会加入率：把握しておりません。
No. 18	【募集要項 6 ページ 3 (5)】 指定管理料参考見積額について、令和 5 年度募集の際の積算内訳を同様にご提示いただけないでしょうか。 また、「令和 8 年度以降に供用を開始する予定の昇降機保守点検費も参考見積額に計上（設置計画は別紙 1 参照）」とありますが、計上した見積額及び各年度とも 4 月から費用が発生するのをご教示ください。	令和 5 年度公募作成の資料については作成しておりません。 No. 1 及び No. 4 の回答をご覧ください。
No. 19	【募集要項 7 ページ 3 (8)】 住宅管理システムについて以下の内容を税込金額でご教示ください。 ・ネットワーク接続のための工事等の初期費用 ・専用端末及びネットワークの使用料 ・現在の管理センターで使用中の専用端末の台数	・ネットワーク接続のための工事等の初期費用：770,000円（R3） ・専用端末及びネットワークの使用料：1,441,985円（R6） ・現在の管理センターで使用中の専用端末台数：16台

No. 20	【募集要項 1 1 ページ 7 ⑤】 ヒアリング審査について以下の点をご教示ください。 ・出席者数上限 ・プレゼンテーションと質疑応答の時間配分 ・プレゼンテーションの方法（ヒアリング審査までに提出するプレゼンテーション用資料による説明と考えて良いか）	・ヒアリングの日時及び場所等の詳細については、募集締切後に個別に通知いたします。 ・出席者数の上限は10名といたします。 ・プレゼン15分、質疑応答30分を予定しています。 ・申請書類以外のプレゼン資料により説明いただくことも可能ですが、事前に住宅政策課に提出いただく必要があります。また、プレゼン資料には申請書類に記載のない内容は記載しないでください。 回答内容に変更がある場合は、ヒアリングの日時及び場所等に併せて通知いたします。
No. 21	【別紙 1 対象団地の概要】 E V の新たな設置について枠外に記載がありますが、この中で新築の棟に設置する台数と後付けで設置する台数の内訳をご教示ください。	新築棟への設置予定台数：城南団地 2 基 既存棟への後付け設置予定台数：八幡男山団地 1 基、西大久保団地 3 基
No. 22	【仕様書 2 ページ 6（1）】 現指定管理者の管理センターに常駐している職員の人数及び正規職員、非正規（有期契約）職員別の人数をご教示ください。 また、保有している技術系（建築士、施工管理士等）の資格がありましたらご教示ください。	・職員数：1 6 名（R7年10月20日時点） ・正規職員：4 名、非正規職員：1 2 名 （非常勤嘱託職員はおりません。上記非正規職員のうち 3 名は無期雇用です。） ・技術系の資格：1 級建築士 1 名、2 級建築士 1 名、第 2 種電気工事士 1 名、監理技術者 1 名
No. 23	【仕様書 2 ページ 6（6）】 業務時間外の緊急対応窓口（コールセンター）について、現指定管理者が委託している業者及び直近 4 ヶ年の受付件数をご教示ください。	・委託事業者は、大阪ガスセキュリティサービス（株）です。 ・受付件数は、R3：134件、R4：144件、R5：137件、R6：133件です。
No. 24	【仕様書 3 ページ 1 0】 事業計画書における目標設定のため、利用者アンケートにおける以下の内容をご教示ください。 ・アンケートの対象は入居全世帯か。 ・アンケートの回収率の基準（何%以上）の有無。 ・満足度の基準（例 満足、やや満足、普通、やや不満、不満のうち普通以上など） ・指定管理者が変更となった場合、2 年目に入ってから実施するという認識で良いか。 ・現指定管理者の直近 4 ヶ年のアンケート内容（各質問）、質問に対する評価（各質問に対する評価 ※満足、普通、不満足等の割合）及びアンケート配付件数及び回収件数をご教示ください。	・対象対象：入居全世帯 ・回答率の基準：無 ・満足度の基準：無 ・ご認識のとおり、指定管理者が変更となった場合は、2 年目から実施いただきます。 ・直近 4 カ年のアンケート内容等：別紙
No. 25	【仕様書 4 ページ 1 ③】 募集住戸において単身可となっている住戸に関して、単身可とする明確な基準（例 として㎡数など）がありましたらご教示ください。	京都府府営住宅条例施行規則第7条第4項第1号に以下のとおり規定されています。 ・1 戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)がおおむね40平方メートル以下である住宅 ・居住室(炊事室兼食事室を除く。)の数が 1 である住宅 ※対象住戸は、京都府告示第767号府営住宅等の指定に関する規程別表第 2 のとおり

No. 26	【仕様書 4 ページ 1 ⑤】 募集案内書の配架場所（約 4 0 箇所）には具体的にどのような場所がありますでしょうか。また、子育て支援センターや就労支援センターなども含まれていますでしょうか。	京丹波町以南においては各市町村及び府機関、綾部市・福知山市以北については府機関に配架しています。その他には、京都府ひとり親家庭自立センターや府中小企業技術センター等に配架しています。
No. 27	【仕様書 4 ページ 1 ⑥】 公開抽選会は、指定管理者が用意する会場ではなく、貴府が指定する会場となるのでしょうか。その場合の会場をご教示ください。 また、現在の公開抽選による補欠者は何名でしょうか。	抽選会場について特に指定はございませんが、現在は京都府庁1号館1階府民総合案内・相談センターにて実施しております。 補欠者については、直近の7月募集においては15名となります。
No. 28	【仕様書 5 ページ 1 ⑫】 現指定管理者の入居者説明会の会場をご教示ください。また、外国籍等の者に対しては、外国語等で作成した入居説明資料などを用いて注意事項等を説明するとありますが、現指定管理者は、何語で作成していますでしょうか。	入居者説明会は京田辺市商工会館にて実施しています。 入居説明資料として入居のしおりがありますが、英語版、中国語版、韓国語版を作成しております。
No. 29	【仕様書 6 ページ 2 ⑥】 退去時の原状回復費用に係る債権は、指定管理者に帰属するとありますが、指定管理者が変更となる場合は、次期指定管理者が当債権を承継するという理解でよろしいでしょうか。また、例えば現指定管理者が、空家修繕未実施住戸に関して、退去者に原状回復費の不足分を請求していたものの回収できていない場合は、この不足分を現指定管理者が補填したうえで、次期指定管理者に承継するという認識でよろしいでしょうか。	現指定管理者が有している債権は全て次期指定管理者が承継することとなります。 なお、現指定管理者が補填することはありません。
No. 30	【仕様書 6 ページ 2 ⑧】 相続人の存在が把握できない場合は、指定管理者は、相続人を調査するとありますが、調査の方法として戸籍関係の書類を取得することが想定され、職権のない指定管理者がこれらの書類を取得することは困難と思われます。このようなケースでは貴府が職権で基礎自治体を通して戸籍関係書類を取得するという認識でよろしいでしょうか。	指定管理者から調査対象者について報告いただき、本府にて基礎自治体に依頼を行い、書類を取得します。
No. 31	【仕様書 7 ページ 3】 収入申告について、直近 4 ヶ年の収入申告対象世帯数と提出世帯数をご教示ください。	毎年、収入申告対象世帯数は約3,950戸、提出世帯数は約3,900戸となっております。 ※参考 R 6 実績（R 7 年分家賃） 対象世帯数3,969戸 提出数3,906戸
No. 32	【仕様書 7 ページ 7】 直近 4 ヶ年における家賃及び駐車場使用料の現年度、過年度の調定額及び収納額をご教示ください。	【家賃】 調定額（現年度） 調定額（過年度） 収納額（現年度） 収納額（過年度） 令和3年度 892,960,565円 14,071,432円 885,148,872円 6,716,896円 令和4年度 871,039,146円 14,786,895円 860,276,047円 7,804,104円 令和5年度 864,953,789円 16,315,944円 853,013,003円 9,737,398円 令和6年度 865,150,693円 18,500,232円 848,869,341円 9,466,010円 【駐車場使用料】 調定額 収納額 令和3年度 87,999,040円 78,497,000円 令和4年度 87,137,340円 77,528,910円 令和5年度 88,338,440円 70,181,271円 令和6年度 84,996,571円 72,170,060円 ※駐車場使用料については、現年度と過年度を合算した額を記載しております。

No. 33	【仕様書 9 ページ 13】 現在の管理人委嘱状況について以下の内容をご教示ください。 ・管理人設置総数 ・直近 4 ヶ年における報酬支払額（税込金額）	・管理人総数は、115名です。（R7） ・報酬支払額は、R3：9,325,000円、R4：9,332,400円、R5：9,549,300円、R6：10,112,300円です。
No. 34	【仕様書 10 ページ 14（1）ア】 小（緊急）修繕費用について、直近 4 ヶ年の実績金額（税込）及び件数をご教示ください。	令和 3 年度：773件、81,508千円 令和 4 年度：761件、84,559千円 令和 5 年度：736件、86,672千円 令和 6 年度：708件、83,594千円
No. 35	【仕様書 10 ページ 14（1）イ】 空家修繕について、直近 4 ヶ年の実績金額（税込）及び修繕戸数をご教示ください。	令和 3 年度：104戸、54,112千円 令和 4 年度：152戸、141,854千円 令和 5 年度：129戸、89,766千円 令和 6 年度：163戸、129,496千円
No. 36	【仕様書 11 ページ 14（1）カ】 「令和 8 年 3 月 31 日までに前指定管理者が修繕した空家についても追加補修（瑕疵補修は除く）が必要な場合は、指定管理者が行うこと。」とありますが、契約不適合責任がある場合は、令和 8 年 4 月 1 日以降でも前指定管理者の責任で契約不適合部分を完了させるという認識でよろしいでしょうか。 また、2、3 月募集については、前指定管理者が選定した業者に空家修繕を発注し、令和 8 年 4 月 1 日以降に修繕が完了した場合、契約不適合責任も含めて次期指定管理者が引き継ぐということでしょうか。	前半部：追加補修（瑕疵補修は除く）については、次期指定管理者でご対応いただきます。契約不適合部分についてはご認識のとおりです。 後半部：前指定管理者が選定した業者に空家修繕を発注し、令和 8 年 4 月 1 日以降に修繕が完了した場合、契約不適合責任が引継がれることはありません。

No. 37	【仕様書 1 2 ページ 1 4 (2) イ】 (ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・ケ・コ・サ・シ) の保守点検項目について、直近 4 カ年の実績金額を税込金額でご教示ください。	(7) 受水槽・高架水槽清掃及び点検業務 令和 3 年度：7,313 千円、令和 4 年度：7,313 千円、令和 5 年度：7,313 千円、令和 6 年度：7,199 千円 (イ) 簡易専用水道点検業務（水質検査含む） 令和 3 年度：762 千円、令和 4 年度：762 千円、令和 5 年度：763 千円、令和 6 年度：748 千円 (ウ) 給排水設備保守点検業務 令和 3 年度：7,269 千円、令和 4 年度：6,663 千円、令和 5 年度：7,269 千円、令和 6 年度：7,170 千円 (エ) 消防用設備点検業務 令和 3 年度：6,255 千円、令和 4 年度：7,068 千円、令和 5 年度：7,096 千円、令和 6 年度：5,721 千円 (オ) 防火対象物点検業務 消防用設備点検業務に含んで契約 (カ) 自家用電気工作物の保守管理等業務 令和 3 年度：296 千円、令和 4 年度：295 千円、令和 5 年度：322 千円、令和 6 年度：324 千円 (キ) 昇降機保守点検・法定点検業務 令和 3 年度：35,168 千円、令和 4 年度：32,238 千円、令和 5 年度：36,336 千円、令和 6 年度：36,727 千円 (ク) 緑地保全業務（高木剪定、除草等） 令和 3 年度：8,790 千円、令和 4 年度：11,191 千円、令和 5 年度：10,814 千円、令和 6 年度：13,128 千円 (コ) 定期点検業務（特定建築物等定期調査、建築設備定期調査、外壁の詳細調査（赤外線調査）） 令和 3 年度：0 円、令和 4 年度：9,612 千円、令和 5 年度：0 円、令和 6 年度：0 円 (ク) 小規模事業用電気工作物の保守管理等業務 令和 3 年度～令和 7 年度の 5 年間で 1,617 千円 (シ) 敷地内遊具安全点検業務 令和 3 年度：275 千円、令和 4 年度：275 千円、令和 5 年度：275 千円、令和 6 年度：272 千円
No. 38	【仕様書 1 3 ページ 1 5】 雑排水管清掃の直近 4 カ年の実績金額を税込金額でご教示ください。	令和 3 年度：1,605 千円 令和 4 年度：1,842 千円 令和 5 年度：1,220 千円 令和 6 年度：3,926 千円

No. 39	【仕様書18ページ20】 駐車場1, 354の管理区画のうち、直近の使用区画数を団地ごとにご教示ください。 また、自動車保管場所使用承諾証明書に関して、現指定管理者の1件あたりの発行手数料額及び直近4ヵ年の発行手数料収入を税込金額でご教示ください。	西大久保団地：700 砂田団地：79 上津屋団地：15 一休が丘団地：19 興戸団地：8 横浜大川原団地：111 北代団地：44 また、自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料は1件あたり1,000円（税込）です。 直近4ヵ年については以下のとおりです。 <table> <tr> <td>令和3年度</td><td>98件</td><td>98,000円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>88件</td><td>88,000円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>107件</td><td>107,000円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>88件</td><td>88,000円</td></tr> </table>	令和3年度	98件	98,000円	令和4年度	88件	88,000円	令和5年度	107件	107,000円	令和6年度	88件	88,000円
令和3年度	98件	98,000円												
令和4年度	88件	88,000円												
令和5年度	107件	107,000円												
令和6年度	88件	88,000円												
No. 40	【申請様式1】 申請様式1の指定管理者指定申請書には社印の押印は不要でしょうか。	様式1について、押印は不要です。												
No. 41	【申請様式2-2-1別表】 運営体制一覧表の個人情報保護体制欄については、住宅管理システムの使用予定者が該当するという認識でよろしいでしょうか。	住宅管理システムの使用以外にも、各種手続きや電話応対等で個人情報を取り扱うため、従事者全員が該当すると考えます。												
No. 42	【リスク分担表】 天災・事故・感染症等不可抗力による府、指定管理者どちらの責めにも属しない自然、人為的現象による損傷、経費増加、業務履行困難については、「協議」とありますが、この中には、入居者の過失による火災が発生し、火元住戸、近隣被災住戸及び共用部分の復旧に小修繕費を圧迫するような多大な費用が掛かる場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	入居者の過失による火災により被害が生じた場合、原則原因者である入居者に修繕等の費用負担を求めることとなります。 しかしながら、個々の事情において対応を検討する必要があると思われますので、ご認識のとおりの協議事項に含まれると考えます。												
No. 43	【指定管理業務事務フロー、基本協定書（案）】 本指定管理者業務では、多くの業務で土木事務所を経由して行うことになっていますが、貴府との協定上、土木事務所の位置づけは指定管理者から見た場合、どのような位置づけになるのでしょうか。業務によっては土木事務所が決裁等を行うものが多く、これら通常の業務の報告や相談等は所管課ではなく直接、土木事務所に行うのでしょうか。	京都府府営住宅条例施行規則第1条第1項第1号において、土木事務所に権限が委任されています。 特に規定がない場合は、土木事務所に報告及び相談いただければと存じます。												
No. 44	【その他】 現指定管理者が外国籍の入居者及び府民に対して実施している手法（例 通訳配置、翻訳機の設置、外国語文書作成など）があればご教示ください。	主に中国語通訳1名配置、翻訳機1台設置、各団地からの依頼に応じ外国語に啓発文の翻訳しております。												

No. 45	【その他】 直近4ヵ年の年6回の募集及び再募集ごとの応募倍率、また募集割れ住戸数をご教示ください。また、比較のため、京都府営住宅の他の3地域についても同様に教示ください。	募集倍率 再募集倍率 募集割れ住戸数			
		R3年度 山城 2.56倍 京都 2.38倍 乙訓・南丹 1.93倍 中丹・丹後 1.84倍 R4年度 山城 2.97倍 京都 2.73倍 乙訓・南丹 1.80倍 中丹・丹後 1.48倍 R5年度 山城 2.66倍 0.43倍 76戸 京都 3.14倍 0.42倍 78戸 乙訓・南丹 1.70倍 0.00倍 43戸 中丹・丹後 2.23倍 0.75倍 64戸 R6年度 山城 3.21倍 0.83倍 65戸 京都 3.09倍 0.17倍 78戸 乙訓・南丹 2.71倍 0.33倍 50戸 中丹・丹後 1.49倍 0.38倍 40戸	データを収集しておりません		